

# 学友会規程

(平成 12 年 4 月 1 日制定)

## (名 称)

第1条 本会は、大垣女子短期大学学友会（以下「学友会」という。）と称する。

## (本 部)

第2条 本会の本部は、大垣市西之川町1丁目109番地、大垣女子短期大学に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、大垣女子短期大学の「建学の精神」に則り、学友相互の親睦と教養の向上をはかり、学生生活を豊かにすることを目的とする。

## (会 員)

第4条 本会の会員は、大垣女子短期大学に在学する学生とする。なお、会員は所定の会費を納入しなければならない。

## (顧 問)

第5条 本会の運営等に際し、助言と指導を受けるため、大垣女子短期大学の職員（6名以内）を顧問として置く。

## (委員の選出)

第6条 本会を運営するため、各学科・各学年から各2名の委員を選出する。

2 委員の任期は、選出時より翌年3月31日までとする。

3 選出方法については、各学科に委ねる。

## (委員の任務)

第7条 委員は、次の任務を行う。

- (1) 本会規程に定められている事項
- (2) 総会に提出する議案の作成に関する事項
- (3) 総会において決議された案件の実施に関する事項
- (4) 本会の行事に関する計画及び実施に関する事項
- (5) 委員会に出席し、会員への伝達に関する事項

## (役 員)

第8条 委員及び顧問の互選により、役員（会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名、監査2名）を選出する。

役員は、お互いに兼務できないものとする。

## (役員の任務)

第9条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長（兼大学祭実行委員長）は、本会を統轄し、本会の運営に関し権限と責任を負う。
- (2) 副会長（兼大学祭実行副委員長）は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- (3) 書記は、必要文書を作成し、会務の記録をする。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当し、顧問の承認を得て会計一般を処理する。
- (5) 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とし、毎年12月1日より翌年11月30日までとする。ただし、任期満了後においても次期役員が選出され、業務の引継ぎが完了するまでは、その業務を行う。

(役員の解任及び辞任)

第11条 本会の名誉を毀損する行為または、目的に反する行為があったときは、総会の議決により、役員を解任することができる。

- 2 役員は総会において、正当な理由があると認められた場合以外は辞任することはできない。
- 3 役員の解任及び辞任のときは、遅滞なく会員に報告しなければならない。
- 4 役員の解任及び辞任のときは、直ちに役員の選出を行い、会員に報告しなければならない。  
なお、新役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、役員会、委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、本会の目的遂行のための最高議決機関であり、役員及び顧問の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議長は会長が行い、会長に事故あるときは、予め指名された者がその任にあたる。

(総会の議決)

第14条 総会の議決は、出席者の半数以上の賛成をもって成立する。ただし、同数の場合は顧問と協議のうえ議長が決する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 本会の事業計画
- (2) 本会の事業予算及び決算
- (3) 本会の規程の改廃
- (4) 本会の運営に必要な事項

(役員会及び委員会)

第16条 役員会及び委員会は、本会の常設協議機関とする。

(経費)

第17条 本会の経費（クラブ活動助成、大学祭助成等）は、学友会費及び大垣女子短期大学助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第19条 本会の会費は、原則として入学時に納入しなければならない。会費は、総会の承認を得て、決定及び変更することができる。

(主管)

第20条 本会の主管は学生支援課とする。

(規程の改廃)

第21条 本会規程の改廃は、総会の議決を要する。

なお、この場合、会員の利益を損なうことがないようにしなければならない。

第22条 この規程に定めなき事項については、学長が決する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、昭和51年1月29日から施行の「大垣女子短期大学第1部学友会規約」並びに昭和47年7月16日から施行の「大垣女子短期大学第3部学友会規約」は、平成12年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。